

## 産業競争力会議課題別会合（第6回）後の

### 甘利経済再生担当大臣記者会見要旨

○ 日 時 : 平成27年5月29日（金）16:40～17:00

○ 場 所 : 中央合同庁舎8号館1階S101・S103 会見室

#### 1. 冒頭発言

第6回産業競争力会議課題別会合が先程終了いたしました。本日のテーマはITの利活用推進についてであります。

その概要を申し上げます。

最初に、「医療・介護のICT化」、「マイナンバー制度の活用・IT利活用の推進」について議論を行いました。

マイナンバーについては、本年10月から付番の開始、来年1月からは利用開始が予定されています。これを契機に、マイナンバーの利活用範囲の拡大や、経済社会全体でのIT利活用を推進していくことは、国民生活や経済活動における利便性向上の実現に寄与するものと考えます。また、医療・介護分野のICT化を進めることも、質の高い医療等サービスの提供や、患者負担の軽減といった観点から重要です。

本日はまず、これらのテーマのこれまでの検討状況について、永岡厚生労働副大臣及び山口IT担当大臣から説明がありました。

その後、私（甘利大臣）から医療分野のICT化については、年央の成長戦略の改訂に向けて、2020年までの5年間で「集中取組期間」と定め、施策の実施スケジュールと具体的アクションを明確化していく旨、説明を行いました。

これらの説明の後、意見交換を行いました。主な御意見を紹介いたします。

まず民間議員から。

医療・介護のICT化については、前向きに取り組んでいただき、敬意を表したい。是非とも確実な実行をお願いしたい。IT利活用新法は、行政・民間全体の手続の総点検を行うべきだ。既存制度の見直しや特例措置の設定等も精力的に進めるべきである。IT化は新たな市場創出の可能性が大きく、産業界から大きな投資が期待できる。投資を促すためにも、対象範囲及びスケジュールの明示が必要である。

同じく民間議員から。

マイナンバーの普及には、「使いやすさ」という点も必要。TVやスマホを通じたアクセスも検討してほしい。また、「使いやすさ」の点で、マイナンバー・カード1枚ですべてのサービスを受けられるようにしてほしい。

同じく民間議員から。

IT 利活用は成長戦略と財政健全化に大きく関わる。マイナンバーの普及のためには、「使わないと不便」という環境を確立してほしい。代理機関については高いモラルとセキュリティの確保が必要である。また、電子保存化の分野の拡大など、規制改革を進めてほしい。

同じく民間議員から。

医療分野について、外科はアウトカムデータの収集・活用が進んでいるが、内科では進んでいないため、対応が必要である。また、我が国ではヘルスケア産業はまだ十分に成熟していない。海外と比較して「もうけられる」ビジネスモデルが成り立っておらず、検討が必要ではないか。

同じく民間議員から。

付加価値の変遷はハードからソフト、ネットワークに移っている。マイナンバーはカードの中に入る情報だけではなくサーバー内の情報との連結といった、トータルな視点で考えてほしい。また、ローマ字表記も入れるなど、海外に行ったときにも身分証明に使えるようにしてほしい。医療については、現在のレセプトの紙のフォーマットを変えることも含めて検討してほしい。また、政府の IT 設計能力を著しく向上させるために、専門家の育成・配置などによって、IT 室のデジタル庁への格上げ等を検討してほしい。

同じく民間議員から。

世の中のトレンドはカードからサーバー側に移っている。こうした流れも踏まえた検討をしてほしい。シェアリングエコノミーはここ数年で大きく成長している。特に、欧米では大きく展開されており、働き方や生活スタイルも大きく変えている。我が国が先行する形で取り組んでほしい。

ここで高市総務大臣から。

個人番号カードについては、本人が取りに行く必要があるため、目に見えるメリットを周知・広報する必要がある。具体策については検討しているところである。

次に、「AI・ビッグデータによる産業・就業構造の変革」について議論を行いました。世界では、AI・ビッグデータの活用による次世代のビジネスモデルによる議論・検討が進められ、これにより、個々の企業のビジネスモデルや産業・就業構造にも大きな変革がもたらされることが予想されます。こうした経済社会の変革への対応については、官民を挙げた対応が必要ですが、これまでの検討状況について、山際経済産業副大臣、高市総務大臣から説明がありました。

その後、意見交換を行いました。主な御意見等は以下のとおりです。

民間議員から。

あらゆるものがネットにつながる社会となるため、Wi-Fi の早急な整備が重要。

同じく民間議員から。

産業構造の変化については、コンベンションとビットの産業の相互作用で経済の発展につながる。これは、旧来産業と、新たな産業という意味であります。

同じく民間議員から。

AI については、すでに熾烈な競争が始まっている。特に、自動運転については、いつまでに何をすべきかの検討を加速すべき。その際、将来のインフラ輸出も見据えた検討が必要である。

同じく民間議員から。

経済社会の変化については、漠然としたイメージではなく、具体的なイメージを共有することが必要である。未来予測は困難だが、絵姿が共有されていないと産業界の投資も及び腰になる。このため、産学官の英知を結集した、検討のための場を設置すべき。

同じく民間議員から。

東京がアジアのシリコンバレーになるためには、税金も大きな課題の1つ。税制ですね。また、解放された通信環境ネットワークの提供で、イノベティブなサービスを生み出していくため、SIMの解放を進めるべきである。

同じく民間議員から。

AI 社会は裏を返すと「何で稼ぐか」が重要になってくる。技術発展の方が経済予測よりも予測しやすいため、技術予測を立てた上で、社会がどうなるかを考え、政策につなげるというアプローチの方が、ダイナミックに日本を変革することができると思っている。

高市大臣から。

今国会で電気通信事業法が改正した。このように、自由な競争環境の整備を進めている。ICT分野は基本的には民間の自由な競争により発展してきた分野だが、政府の取り組みについても、引き続き、検討してまいりたい。

最後に、安倍総理から、次のようなご発言がありました。

賃上げの波を、生産性向上を通じた経済の好循環につなげていくため、安倍内閣の成長戦略は、「未来への前向きな投資」へと新たなステージに進む。特にデータの活用による産業社会の変革は、今回の成長戦略の中核をなす課題。

今回、ITの利活用を阻害してきた規制、制度を徹底的に見直し、政府として新たな法的枠組みを取りまとめる。これまでの書面・対面原則を転換し、ITの活用を原則とする。

あわせて、今年の10月から始まるマイナンバーを活用して、社会生活のすみずみまで変革する。このマイナンバーの利用範囲を税、社会保障から、今後、戸籍、パスポート、証券分野までの拡大を目指して、一気に電子化を進める。

特に、医療分野について、「2020年までの5か年集中取組期間」を設定する。全国の病院や薬局で、マイナンバー・カード1枚を提示するだけで、健康保険の確認や煩雑な書類記入がなくな

るようにする。また、薬局毎に作っているお薬手帳も、電子化することによって一本化する。

2020年には大規模病院での電子カルテの普及率を9割に引き上げる。地域の大病院、診療所、介護施設をネットワーク化することで、患者は、重複検査や重複投薬から解放され、一貫した医療介護サービスを受けることが可能になる。

関係大臣は、実施時期を明確にした具体的な施策を、成長戦略に盛り込むよう、リーダーシップを発揮してもらいたい。

私からは以上です。

## 2. 質疑応答

(問) 永岡副大臣が説明されたところで、マイナンバー制度のインフラを活用して、医療分野の新しい番号を導入して、18年から段階的に運用開始とのことですが、新しい番号の狙いについてもう少し説明ください。ともすれば、マイナンバーの利用範囲が医療分野に拡大していくという懸念も出ると思いますが、そういった指摘についてどのようにお考えでしょうか。

(答) 特に電子カルテのようなものについては、それ自身を管理するマイナンバーとは異なる番号を作る。それとマイナンバーをつなげていく。これがセキュリティ上、医療、特に電子カルテは機微情報の最たるものになりますから、ファイヤーウォールを設けるということになるのだと思います。

これから、健診データとか、最終的には電子カルテを通じて、医療革新が行われるという風に期待されます。しっかりマスキングして、セキュリティを完璧にしながら、医療の治療結果とか、投薬の効果とか、最も効果的な施術等々、いろいろなところがはっきりしてくれるのではないかと思います。患者の利便性の向上、それから医療の革新、新産業創造、社会保障費の削減・効率的運用と、一石四鳥であります。

(問) 医療分野の新しい番号に電子カルテや診療情報を結びつける番号を作って、マイナンバーはどのように連携していくのか。

(答) 紐づけをしていきます。ただ、特定健診データ等は、ダイレクトにマイナンバーでつながります。

(問) 2020年までの5年間を集中取組期間としていますが、これは成長戦略に工程表みたいなものが入ってくるのでしょうか。

(答) 集中取組期間は、現状の行政3分野の中で、活用するものについて取り組んでいくことと、それから、法改正の3年後には、どこまで民間に活用していくかという議論がございます。これもしっかりとセキュリティを確保しながら、民間活用を検討していくべきだと思っております。第一陣は、行政の枠内でどこまで利便性が図れるかということだと思っております。

(問) 資料 1 と 3 の基本的な方向性はこのようなものなのでしょうか。

(答) お手元の資料についてはすべて関係者から説明がありました。関係省庁に深掘りをしてもらう点とかこれから出てきますから、まず現時点で可能な宿題を出してそれに対する回答が来ているということです。関係省庁とも最低限、現時点ではここまで取り組んでいきますという意思表示がなされています。それについて、民間議員から、この部分はこうしてくれという注文がついていますから、それにどう更に深掘りした回答が返ってくるかということだと思います。

(問) 方向性としてはこのままなのでしょうか。

(答) これをベースにいきますが、このままということではありません。

(問) 資料 1 と 3 について、基本的にこのままできるというものなのでしょうか。それとも法改正が必要なのでしょうか。

(答) 法改正が必要なものと、しなくてもできるものと別れてくるのではないかと思います。今後 5 年間で集中取組期間で、民間議員のものも含めて、今回の提案を深掘りしていく中で、現行法で処理できること、それから新法が必要なこと、あるいは現行法の改正で対応すること、いろいろと仕分けをしていくことになると思います。

(問) 総理がおっしゃった 2020 年までの取り組みは、基本的には医療分野ということなのでしょうか。マイナンバー自体の利用拡大については、2018 年とか 2019 年が想定されていたのではないかと思います。基本的にはそのようなスケジュール感なのでしょうか。

(答) 基本的には、マイナンバーの活用を中心に、マイナンバー、ICT の 2 つを活用して 2020 年オリパラまでに何をやっていくか、そして 2020 年はこれはショーケースになるわけですが、変わった日本、変わりつつある日本を海外の人たちにお見せするということになります。

(問) 医療分野に必ずしも限らない。

(答) 限りません。

(問) 資料 2 にある IT 利用促進に関する法律を作るということですが、その意義を教えてください。

(答) 電子化・インターネット化をしていく、IT 社会がさらに進んでいくわけであります。その中で、いろいろな情報をつなげたり利用したりする場合には、個人の特定が必要です。自

自身が自身であることを証明することがオンライン社会の中でなりすましの防止等については最も大事なことであります。ですから、デジタル化・ネットワーク化・インターネット社会が進んでいく中で、誰にもなりすまされないということは必須の要件になります。ですから、インターネット化、IT化とマイナンバーは密接な関係になっているのだと思います。